

群馬県社会教育委員連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は群馬県社会教育委員連絡協議会という。

(目的)

第2条 この会は県市町村社会教育委員が相互に、その職責遂行に必要な研修、研究等の事業を行い、もって県市町村社会教育の充実、振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 社会教育に関する研修会、協議会の開催
- 2 社会教育に関する情報交換および調査研究
- 3 関係機関、団体との連絡提携
- 4 その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この会は県及び市町村の社会教育委員をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事 | 若干名 |
| 会計 | 2名 |
| 監事 | 2名 |

2 役員任期は2年とし再任することができる。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 役員は役員会を構成し、次の職務を行う。

- 1 会長は会務を統轄し、この会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は監事を除く他の役員とともに、会の運営に関する事項について審議し会務を処理する。
- 4 会計は本会の会計事務を処理する。
- 5 監事は本会の会計を監査する。

(役員選出)

第7条 役員選出は次のとおりとする。

- 1 理事は県および郡市ごとに推薦された各1名の代表者をもってあてる。
- 2 会長、副会長は理事の互選による。
- 3 会計は、役員会が理事の中から推薦し、会長が決定する。
- 4 監事は役員会の推薦により会長が決定する。

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。顧問は役員会に諮って会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

(会議)

第9条 この会の会議をわけて総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、すべての会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

3 総会は年1回、役員会は年3回招集するものとするが、必要に応じて臨時に招集することができる。

4 総会は県及び市町村ごとに推薦された2名の代議員をもって構成し、この会の重要事項について審議する。

(事務所)

第10条 この会に事務所をおく。事務所は前橋市内におく。

2 事務局の職員は会長がこれを委嘱する。

(経理)

第11条 この会の運営に要する経費は、会費、市町村の負担金及び県費補助金、その他の収入をもってあてる。

2 この会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第12条 この会則は総会の議決を経なければ変更することができない。

(付則)

第13条 この会則は昭和45年1月20日から施行する。(設立)

第14条 この会の運営に必要な細則は別に役員会において決定する。

第15条 この会則は昭和47年8月3日から施行する。(一部改正)

第16条 この会則は昭和48年2月1日から施行する。(一部改正)

第17条 この会則は平成10年6月26日から施行する。(一部改正)

第18条 この会則は平成12年2月16日から施行する。(一部改正)

第19条 この会則は平成13年6月22日から施行する。(一部改正)

群馬県社会教育委員連絡協議会 会費及び市町村負担金規則

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県社会教育委員連絡協議会会則（以下「会則」という。）第11条の規定に基づき、会費及び市町村の負担金（以下「負担金」という。）の算定等について、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は年会費とし、一人500円とする。

(負担金)

第3条 負担金は当該年4月1日現在の人口規模により別表のとおりとする。

(会費及び負担金の納付)

第4条 第3条の規定により会費及び負担金の納付は、群馬県社会教育委員連絡協議会長が発行する納入通知書により行うものとする。

2 納付期限は、納入通知書に定めるところによる。

(別表)

	人口規模	負担金額
市	人口30万人以上	19,000円
	人口10万人以上30万人未満	15,000円
	人口10万人未満	7,500円
町村	人口1万人以上	3,500円
	人口1万人未満	2,000円

附 則

この規則は、令和元年9月9日から施行する。